

## 国土交通省所管法定外公共用財産の使用について

### 1 国土交通省所管法定外公共用財産とは

国土交通省所管国有財産のうち、道路法、河川法、海岸法等の適用がないもののことをいいます。

### 2 国土交通省所管法定外公共用財産を使用するときは

福島県国土交通省所管公共用財産使用等条例により使用の許可を受ける必要があります。

詳しくは、各建設事務所へお問い合わせください。

問合せ先	電話番号
県北建設事務所行政課	024-521-2498
県中建設事務所行政課	024-935-1413
県南建設事務所行政課	0248-23-1616
会津若松建設事務所行政課	0242-29-5427
喜多方建設事務所行政課	0241-24-5713
南会津建設事務所総務課行政係	0241-62-5306
相双建設事務所行政課	0244-26-1207
いわき建設事務所行政課	0246-24-6109